

## 提出書類一覧

提出書類		提出の根拠 <sup>※1</sup>	
<p>○特例監理技術者の配置に関する仮届出書(総合評価用) (様式1) (総合評価における落札者の仮決定後3日以内に提出する「配置予定技術者に係る報告書」と同時に提出する。添付資料は不要。)</p> <p>○特例監理技術者の配置に関する届出書 (様式2) (「現場代理人等決定(変更)通知書」と同時に提出する。)</p> <p>(添付資料)</p>		(2)①	監理技術者補佐を専任で配置すること。
		(2)④	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
		(2)⑥	特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
		(2)⑦	特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
		(2)⑧	特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。
<p>監理技術者補佐の資格要件が確認できる資料</p> <p>A,Bのいずれかを選択</p>	<p>A. 監理技術者の資格による場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">                     監理技術者資格者証の写し<sup>※2</sup> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">                     監理技術者講習修了証の写し<sup>※2</sup>  <small>(平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は除く)</small> </div> <p>B. 一級施工管理技士補の資格による場合(主任技術者資格が必要)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">                     一級施工管理技士補の技術検定合格証明書の写し<sup>※2</sup> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     主任技術者の要件を満たすことが確認できる資料(技術検定合格証明書等の写しまたは実務経歴書)<sup>※2</sup> </div>	(2)②	<p>② 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。</p>
<p>監理技術者補佐が受注者と直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料<sup>※2</sup></p>		(2)③	監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
<p>兼務する相手方の工事の契約内容が確認できる資料(コリンズまたは落札者決定通知など)</p>		(1)③	③ 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上であるとき。
<p>兼務する相手方の工事における兼務条件が確認できる資料(公告文など)</p>		1.	ただし、南島原市以外が発注する工事においては、当該工事の発注者が定める取り扱いに従うこと。
<p>距離が確認できる位置図 (兼務する2工事の位置が表示されているもの)</p>		(2)⑤	特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10km以内の工事で行なければならない。なお、施工箇所が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が最も大きい工区から直線距離10km以内であること。

※1 通知「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」による

※2 現場代理人等決定(変更)通知書に添付する場合は当該届出書への添付は不要